

1 趣旨

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成23年11月11日（金）から平成23年12月10日（土）までの間

3 改正案の主な内容

(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

ア 運転免許等に関する手数料に係る規定の改正

運転免許等に関する手数料について、その標準を改める。

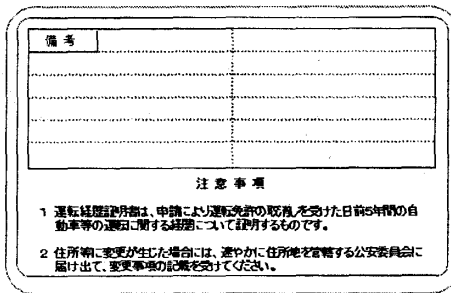
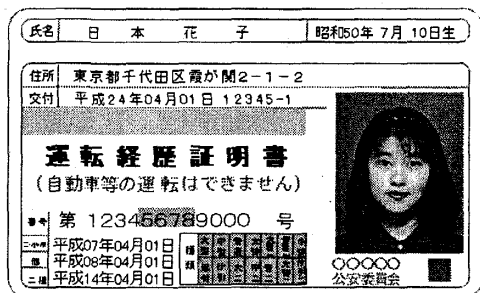
イ 運転経歴証明書の交付を申請することができる期間の変更

現行規定上、運転経歴証明書の交付を申請することができる期間については、申請により運転免許が取り消されてから1月以内とされているところ、これを5年以内まで延長することとする。

(2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

ア 運転経歴証明書に関する規定の整備

- 運転経歴証明書の交付の申請の申請に関する規定を整備する。
- 運転経歴証明書の記載事項、様式等を定める。



- 運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、再交付の申請及び返納に関する規定を整備する。
- この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者に関する経過措置を定める。

イ パーキング・メーター等に関する規定の整備

「地域主権戦略大綱」（平成22年6月閣議決定）を踏まえ、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備の高さと作動・発給方法の表示の規定を削除する。

4 備考

今回の改正に併せて、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を改正し、運転経歴証明書を同規則上の本人確認書類として明記することを予定している。

<p>公安委員会 説明資料No. <b>2</b></p>	<p>会計検査院の平成22年度決算検査 報告について</p>	<p>平成23年11月10日 会 計 課</p>
<p>平成22年度における会計検査院による決算検査報告において、「小型ヘリの部品の調達及び活用」に関して、「処置済事項」として検査結果が掲記された。(平成23年11月7日、会計検査院長から内閣総理大臣に対し提出された。)</p> <p><b>1 小型ヘリの部品調達の概要</b></p> <p>警察庁は、都道府県警察に対し配備する小型ヘリに発生する故障やこれを未然に防止するための整備等に速やかに対応するため、故障発生頻度が高かったり、調達期間に長期を要したりする部品を調達して、小型ヘリの配備の際に都道府県警察に配布している。</p> <p><b>2 検査の結果</b></p> <p>次のとおり、経済的な調達が図られていない事態や部品を有効活用していない事態は適切ではなく、改善の必要がある。</p> <p>(1) 警察庁は、故障発生頻度等の部品に関する情報を機体調達業者から的確に把握していないとともに、都道府県警察における部品の使用実績を十分に把握していなかった。</p> <p>(2) 警察庁は、都道府県警察の使用していない国費部品を官給品として活用することを十分に検討していなかった。</p> <p><b>3 警察庁が講じた措置</b></p> <p>警察庁においては、既に通達を発するなどして、国費部品の経済的な調達及び有効活用が図れるよう改善の措置を講じている。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>本件については、指摘金額に関する記載はなく、検査の対象となった背景金額として16都道府県警察における部品の購入額(4億4,678万円)が掲記された。</p>		

**1 開催日程及び場所**

日程：平成23年10月31日（月）から11月3日（木）までの4日間

場所：ベトナム

**2 参加国・地域等**

142か国・地域（約630名）。我が国からは組織犯罪対策部長以下8名が出席

**3 主な議題**

**(1) 開会等**

ベトナム副首相及びICPO総裁の開会あいさつに続き、南スーダン等の加盟が承認された。

**(2) 活動計画**

- ・ 平成24年活動計画及び予算案並びに平成25年及び26年の予算指針について承認がなされた。
- ・ シンガポールの第二本部（インターポール・グローバル・コンプレックス）の設立準備状況について、組織と機能、財政管理等の観点から報告がなされた。

**(3) 情報処理のルール**

各種手配の運用ルールを含むICPOの情報処理に関するルールを定める規則案が採択された。

**(4) 国際的な地位向上**

国連憲章第102条の下で、ICPO憲章を登録する決議案が承認された。

**(5) 執行委員会選選挙**

副総裁：コロンビア、ナイジェリアが当選した。

執行委員：オランダ、フィンランド、ルワンダ、スーダン、アメリカ、チリが当選した。

**(6) 第82回総会（平成25年）開催地**

第82回総会をコロンビアにおいて開催することとされた。

※昨年総会において、第81回総会の開催地はイタリアに決定済み

**4 個別会談**

組織犯罪対策部長がクーICPO総裁、ノーブル事務総長と会談したほか、韓国及びフィリピンの代表と会談し、捜査協力の強化を進めることで一致した。

公安委員会

FATF対日審査フォローアップ

平成23年11月10日

説明資料No. **4**

結果について

犯罪収益移転防止管理官

(略)

## 1 概要

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討を行うため、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会」を警察庁と国土交通省で共同で開催するもの。

## 2 主な検討課題

- (1) モデル地区（平成19年度に国土交通省と指定した自転車通行環境整備モデル地区）の評価・検証
- (2) 安全で快適な自転車利用環境の創出のためのガイドライン（年度内にとりまとめ予定）の提案

## 3 構成

委員長 久保田 尚 埼玉大学大学院理工学研究科教授  
委員 勝間 和代 経済評論家・中央大学ビジネススクール客員教授  
委員 絹 代 サイクルライフナビゲーター  
委員 古倉 宗治 住信基礎研究所研究理事  
委員 小林 成基 NPO自転車活用推進研究会 事務局長  
委員 中澤 見山 財団法人全日本交通安全協会専務理事  
委員 細川 珠生 ジャーナリスト  
委員 三国 成子 地球の友・金沢  
委員 屋井 鉄雄 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授  
委員 山中 英生 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授

（敬称略、五十音順）

## 4 第1回委員会の開催予定

平成23年11月28日（月）午後3時から午後5時

## 1 東日本大震災における警察活動に係る検証

### (1) 目的

これまでの警察における取組を検証し、今後の各種施策に反映。

### (2) 概要

#### ア 体制の確立

- 大規模災害発生時においても、警察活動に支障が生じないように、災害警備本部の移転を含めたバックアップ機能の検討や執務時間外における迅速な災害警備本部の立ち上げ等平素からの備えが必要。
- 広域緊急援助隊の自活能力の向上、部隊派遣の在り方についての検討が必要。

#### イ 被災者の避難誘導及び救出救助等

- 住民や警察官に被害を出さないよう、津波到達時間に十分に配慮した避難誘導方法等の検討が必要。
- 実践的訓練の実施、装備資機材の整備・充実等救出救助に係る対処能力の一層の向上が必要。

#### ウ 身元確認

- 大規模災害発生時における検視、身元確認に万全を期すため、装備資機材の整備・充実、技術の活用等これら業務の高度化が必要。

#### エ 交通対策

- 首都直下地震等の災害種別ごとに、広域的な交通規制計画を策定することが必要。
- 緊急通行車両確認標章の事前届出制度の改善が必要。

#### オ 被災地における安全・安心の確保

- 震災に便乗した悪質な犯罪が発生しないよう、パトロールや取締りの強化等、各種犯罪等への対策を進めていくことが必要。

#### カ 警察の情報通信の確保

- 大規模災害等発生時においても、警察の情報通信が途絶しないよう、警察通信施設の耐災害性の強化等の対策が必要。

#### キ 原子力災害への対応

- 原子力災害に備え、実践的訓練や放射線の特性等についての教養、装備資機材の整備等の一層の推進が必要。

## 2 警察庁災害対策検討委員会の設置

### (1) 設置の趣旨

東日本大震災における反省・教訓事項や政府レベルで策定される各種方針を踏まえ、警察庁及び都道府県警察における災害対策の見直しを幅広く検討するため「災害対策検討委員会」を設置し、今後の災害への備えに万全を期すもの。

### (2) 検討事項

反省・教訓を踏まえた取組に関する情報共有・検討、首都直下地震や東海・東南海・南海地震を見据えた新たな取組の検討等。

### (3) 構成

委員会：次長、官房長、各局部長、総括審議官  
委員会の下に幹事会、連絡室を置く。

**1 被害状況** (11月9日現在。以下同じ。)

死者：15,835人、行方不明者：3,664人、負傷者：5,943人

**2 警備体制**

- これまでに全ての都道府県警察から約82,600人の警察官を派遣。
- 約5,400人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約3,600人 (岩手、宮城、福島)
  - ・ 派遣部隊：約1,800人 (岩手約400人、宮城約600人、福島約800人)

**3 これまでの特別派遣部隊の数等**

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 25,900人	約 32,700人	約 24,000人	約 82,600人
人・日(延べ)	約240,700人	約297,400人	約223,600人	約761,700人

**4 主な災害警備活動****○ 行方不明者の捜索活動**

岩手県警察では約340人(うち特派約150人、11月9日から11日までの3日間、集中捜索を実施)、宮城県警察では約70人(自県のみ)、福島県警察では約60人(自県のみ、11月9日から11日までの3日間、集中捜索を実施)の態勢で捜索活動を継続、10月中、合計10体(岩手県0体、宮城県10体、福島県0体)の御遺体を発見・収容。

※ 9月中の御遺体発見・収容数:合計62体(岩手県11体、宮城県50体、福島県1体)、8月の収容数は合計105体。

**○ 福島第一原子力発電所周辺における活動**

- ・ 特別派遣部隊約290人体勢で、警戒区域(4月22日設定)内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊(約230人)を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

**○ 身元確認**

警察官約70人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,000体の遺体の身元を確認(収容された遺体の約95%)。

**○ 防犯及び犯罪取締り**

仮設住宅を始めとした被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。

※ 関係省庁との調整等の関係で、HPへの掲載を差し控えておりましたが、この度、調整等が終了したことから、HPに追加掲載することにしました。

公安委員会 説明資料No. 4	F A T F 対日審査フォローアップ 結果について	平成23年11月10日 犯罪収益移転防止管理官
<p>1 F A T F 対日審査フォローアップ</p> <p>平成20年10月に実施されたF A T F 対日審査において「不履行 (NC)」又は「一部履行 (PC)」の評価 (注) を受けた事項について、我が国の改善状況の報告を行ったもの。</p> <p>平成22年10月に1回目の報告を行い、この度、平成23年10月27日、フランス (パリ) において開催された全体会合において、2回目の報告を行った。</p> <p>(注) 評価は「履行(C)」、「概ね履行(LC)」、「一部履行(PC)」、「不履行(NC)」の4段階</p> <p>2 結果概要</p> <p>(1) 討議</p> <p>冒頭、F A T F 事務局から日本の第二次フォローアップ報告書に対する見解が述べられた後、我が国から犯罪収益移転防止法の改正を始めF A T F の指摘事項に対する改善状況の説明を行い、各国から意見が述べられた。</p> <p>① 顧客管理</p> <p>我が国から、東日本大震災の後、本年4月に改正犯収法が成立したことを説明し、マネロン対策に対する懸命な努力を表明。また、政省令は平成24年4月公布、平成25年4月施行を予定しており、これは金融機関のコンピュータ・システムの改修に必要な期間を考慮したものであることを説明したところ、今後の着実な推進を強く期待する意見が示された。</p> <p>② その他の指摘事項</p> <p>我が国から、その他の指摘事項の改善に向けて早期に具体的な進捗を示せるよう引き続き努力する旨を説明したところ、我が国のこれまでの取組姿勢に対する批判があった。</p> <p>(2) 決定事項</p> <p>日本のフォローアップの進捗の遅れに対する各国の意見を踏まえ、F A T F 全体会合において、以下の事項が決定された。</p> <p>① 次回の報告時期は、平成24年6月の全体会合。</p> <p>② F A T F 議長から我が国の財務大臣にあてて、日本の取組の加速を促すことを目的に書簡を発出。</p>		